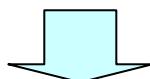


パブリックコメント手続の流れ

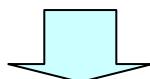
市（実施機関）が、次に掲げるものの案を作成します

- 市の基本的な政策や、各行政分野の基本的事項を定める計画・条例の案
- 広く市民に義務を課す、あるいは権利を制限する内容の条例の案 など



案の公表 市民の皆さんに、案と関係資料を公表します

- 市のホームページに掲載
- 情報コーナー等（市役所1階・各支所1階）、実施担当課での閲覧や配布など



意見の提出 市民の皆さんから、案に対するご意見を募集します

- 提出期間：原則として、公表した日から30日以上の期間を設けます
- 提出方法：担当課への文書持参、郵送、FAX、電子メールなど



案の決定 提出されたご意見を考慮し、案の最終決定をします

- 政策等に反映できる意見 ⇒ 案を修正します
- 政策等に反映できない意見 ⇒ 反映できない理由を取りまとめます



結果の公表 提出されたご意見及びそれに対する考え方を公表します

- 提出された意見の概要とこれに対する市の考え方、公表した案を修正したときは修正の内容及び理由などを公表します。（意見提出者へ個別の回答は行いません。）
- 公表の方法は、案の公表時と同様の方法で行います。



議会の議決を要するもの ⇒ 議会へ提出・議決



政策等の決定・施行

※迅速、緊急を要するものや軽微なものなどは、この制度の対象から除きます。